

岡谷市児童育成計画の変更

本計画は、子育て支援と児童健全育成に係る各種施策を明らかにするため平成 14 年度に策定されましたが、平成 15 年 7 月に次世代育成支援対策推進法の制定に伴い計画の一部を変更します。

1. 変更趣旨

国においては、平成 11 年 12 月に中長期的に進める総合的な少子化対策の指針となる「少子化対策推進基本方針」を策定し、以降、「新エンゼルプラン」、「仕事と子育ての両立支援策の方針について」(平成 13 年 7 月閣議決定)に基づく「待機児童ゼロ作戦」等により、子育てと仕事の両立支援を中心として、子どもを産み育てやすいようにするための環境整備に力点を置いて、様々な対策を実施してきました。

しかしながら、少子化の主たる要因であった晩婚化、未婚化に加え、「夫婦の出生力そのものの低下」という新しい現象が見られ、今後、少子化は一層進行することが予想され日本の社会経済全体に深刻な影響を与えるばかりでなく、21 世紀を担う子どもたちの健やかな成長への影響が懸念されます。

こうしたなか、国は少子化の流れを変えるため、従来の少子化対策に加え、国、地方公共団体、企業等が一体となって総合的な推進体制を整備し、具体的な施策を進めるため、平成 15 年 7 月に「次世代育成支援対策推進法」を制定し、次世代育成支援対策に関し、すべての自治体が平成 17 年度から 10 年間で集中的・計画的な取組みを促進するための「市町村行動計画」の策定を義務付けました。

岡谷市では、平成 15 年 3 月に「おかや子育て憲章」の基本理念を踏まえ、国、県の施策とも整合を図りながら「岡谷市児童育成計画」を策定しました。

この計画では、家庭、地域、企業、行政がそれぞれの立場で、子育てや子育て支援に取り組むための、具体的な子育て支援施策の推進方針を明らかにしており、今回、国が示している「市町村行動計画」に盛り込むべき基本理念、基本的視点及び内容に関する事項を包含したものとなっています。このため、「岡谷市児童育成計画」の計画期間を 2 年間延長し、各施策の目標事業を設定し、「次世代育成支援対策岡谷市行動計画」として位置付けました。

児童育成計画の策定にあたっては、平成 13・14 年度にかけて、市民アンケート調査や、各種団体との懇談会を開催し意向把握を行いました。今回の行動計画策定にあたり「保育等サービスの目標」について、国から定量的目標の設定が求められていることから、不足する部分についてニーズ調査を実施しました。

２．計画の期間

本計画の期間は、平成 15（2003）年度から平成 19（2007）年度までの５年間でしたが、次世代育成支援対策推進法に基づく「市町村行動計画」では平成 17 年度から 21 年度までの５年間の計画期間として定める必要があるため、現在の計画期間を２年間延長します。

３．計画対象人口の推計

本計画期間の延長に伴い、目標年の平成 21 年度までの計画対象人口を推計しました。

（単位：人）

区 分	平成17年 (2005)	平成18年 (2006)	平成19年 (2007)	平成20年 (2008)	平成21年 (2009)
総人口	55,164	54,824	54,444	54,013	53,545
0歳	509	491	466	439	407
1歳	465	523	504	479	451
2歳	525	463	521	502	477
3歳	516	522	460	518	499
4歳	535	513	519	457	515
5歳	510	535	514	519	458
小計	3,060	3,047	2,984	2,914	2,807
6歳	548	501	526	505	510
7歳	555	545	498	523	502
8歳	500	549	539	493	518
9歳	486	495	544	534	488
10歳	533	485	494	543	533
11歳	477	534	486	495	544
小計	3,099	3,109	3,087	3,093	3,095
12歳	523	476	533	485	494
13歳	502	523	476	533	485
14歳	503	499	520	474	530
15歳	494	499	496	516	471
16歳	516	493	498	495	515
17歳	516	515	492	497	494
小計	3,054	3,005	3,015	3,000	2,989
0～17歳 合計	9,213	9,161	9,086	9,007	8,891

注）平成 10 年～16 年 住民基本台帳（各年 4 月 1 日現在）を基礎に、センサス変化率による推計。

次世代育成支援対策推進法（抜粋）

第1章 総則

第1条 目的

この法律は、わが国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化にかんがみ、次世代育成支援対策に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業主及び国民の債務を明らかにするとともに、行動計画策定指針並びに地方公共団体及び事業主の行動計画の策定その他の次世代育成対策を推進するために必要な事項を定めることにより、次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進し、もって次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資することを目的とする。

第2条 定義

この法律において「次世代育成支援対策」とは、次代の社会を担う子どもを育成し、又は育成しようとする家庭に対する支援その他の次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備のための国若しくは地方公共団体が講ずる施策又は事業主が行う雇用環境の整備その他の取り組みをいう。

第3条 基本理念

次世代育成支援対策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるように配慮して行わなければならない。

第4条 国及び地方公共団体の責務

国及び地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、次世代育成支援対策を総合的かつ効果的に推進するよう努めなければならない。

第5条 事業主の責務

事業主は、基本理念にのっとり、その雇用する労働者に係る多様な労働条件の整備その他の労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備を行うことにより自ら次世代育成支援対策を実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる次世代育成支援対策に協力しなければならない。

第6条 国民の責務

国民は、次世代育成支援対策の重要性に対する関心と理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる次世代育成支援対策に協力しなければならない。

第2章 行動計画

第1節 行動計画策定指針

- 第7条 主務大臣は、次世代育成支援対策の総合的かつ効果的な推進を図るため、基本理念にのっとり、次条第1項の市町村行動計画及び第9条第1項の都道府県行動計画並びに第12条第1項の一般事業主行動計画及び第19条第1項の特定事業主行動計画の策定に関する指針を定めなければならない。
- 2 行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、市町村行動計画等の指針となるべきものを定めるものとする。
- (1) 次世代育成支援対策の実施に関する基本的な事項
 - (2) 次世代育成支援対策の内容に関する事項
 - (3) その他次世代育成支援対策の実施に関する重要事項
- 3 主務大臣は、少子化の動向、子どもを取り巻く環境の変化その他の事情を勘案して必要があると認めるときは、速やかに行動計画策定指針を変更するものとする。
- 4 主務大臣は、行動計画策定指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第1項の市町村行動計画及び第9条第1項の都道府県行動計画に係る部分について、総務大臣に協議しなければならない。
- 5 主務大臣は、行動計画策定指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第2節 市町村行動計画及び都道府県行動計画

- 第8条 市町村は、行動計画策定指針に即して、5年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、5年を1期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画を策定するものとする。
- 2 市町村行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- (1) 次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標
 - (2) 実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期
- 3 市町村は、市町村行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 4 市町村は、市町村行動計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、都道府県に提出しなければならない。
- 5 市町村は、毎年少なくとも1回、市町村行動計画に基づく措置の実施の状況を公表しなければならない。
- 6 市町村は、市町村行動計画の策定及び市町村行動計画に基づく措置の実施に関して特に必要があると認めるときは、事業主その他の関係者に対して調査を実施するため必要な協力を求めることができる。

行動計画策定指針（抜粋）

次世代育成支援対策推進法の規定に基づき、行動計画策定指針が定められています。

１．行動計画の策定に関する基本的な事項

（１） 策定にあたっての基本的な視点

子どもの視点

子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重される配慮

時代の親づくりという視点

長期的な視野に立った子どもの健全育成

サービス利用者の視点

子育て家庭の生活実態、利用者のニーズ、個々の事業ごとの家庭の特性を踏まえた柔軟かつ総合的な取り組み

社会全体による支援の視点

子育ての第一義的責任は保護者にあるという認識のもと、行政・企業・地域社会を含めた社会全体の支援

すべての子どもと家庭への支援の視点

子育てと仕事の両立支援、子育ての孤立化等の問題への対応

地域における社会資源の効果的な活用の視点

地域において、子育てに関する活動を行う団体、地域貢献を希望する高齢者、加えて自然環境や地域の伝統文化等社会資源の効果的な活用や各種公共施設の活用が必要

サービスの質の視点

サービスの質を確保するとともに、評価・人材の資質向上・情報公開やサービス評価等の取り組み

地域特性の視点

地域特性を考慮した次世代育成支援への取り組み

２．行動計画の内容に関する事項

(1) 地域における子育ての支援

- ア 地域における子育て支援サービスの充実
- イ 保育サービスの充実
- ウ 子育て支援のネットワークづくり
- エ 児童の健全育成
- オ 地域の資源を活用した子育て支援

(2) 母性並びに乳幼児の健康の確保及び増進

- ア こどもや母親の健康の確保
- イ 「食育」の推進
- ウ 思春期保健対策の充実
- エ 小児医療の充実

(3) 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

- ア 次代の親の育成
- イ 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備
- ウ 家庭や地域の教育力の向上
- エ 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

(4) 子育てを支援する生活環境の整備

- ア 良質な住宅の確保
- イ 良好な居住環境の確保
- ウ 安全な道路交通環境の整備
- エ 安心して外出できる環境の整備
- オ 安全・安心まちづくりの推進

(5) 職業生活と家庭生活との両立の推進

- ア 多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し
- イ 仕事と子育ての両立の推進

(6) 子ども等の安全の確保

- ア 子どもの交通安全を確保するための活動の推進
- イ 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進
- ウ 被害に遭った子どもの保護の推進

(7) 要保護児童への対応などきめ細かな取り組みの推進

- ア 児童虐待防止対策の充実
- イ 母子家庭等の自立支援の推進
- ウ 障害児施策の充実

目標設定の指標例

行動計画策定指針に掲げる市町村行動計画に盛り込む施策領域の別に、それぞれの目標指標例を示すと、下表のとおりです。

ただし、これらすべてを提供している市町村は、大都市部に限られているのが実状であり、各市町村の実情に応じた施策を目標設定する必要があります。

施 策 領 域	目 標 指 標 例
1 地域における子育ての支援	
* 乳幼児健康支援一時預かり事業（病後児保育<派遣型>）	年間延べ派遣回数
* ファミリー・サポート・センター事業	設置箇所数
* 放課後児童健全育成事業	定員数 設置箇所数
* 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）	定員数 設置箇所数
* 子育て短期支援事業（トワイライトステイ事業）	定員数 設置箇所数
* 乳幼児健康支援一時預かり事業（病後児保育<施設型>）	定員数 設置箇所数
* 一時保育事業	定員数 設置箇所数
* 特定保育事業	定員数 設置箇所数
・ 幼稚園における預かり保育	保育幼児数
* つどいの広場事業	設置箇所数
* 地域子育て支援センター事業	設置箇所数
* 通常保育事業	定員数
* 延長保育事業	定員数 設置箇所数
* 休日保育事業	定員数 設置箇所数
* 夜間保育事業	定員数 設置箇所数
・ 子育てマップの作成・配布	作成・配布の年度
・ 保育所のサービス評価の実施	評価方法の検討年度、評価の実施 開始年度、利用者満足度（*）
2 母性並びに乳幼児の健康の確保及び増進	
・ 乳幼児健診の充実	受診率 受診満足度（*）
・ 地域における食に関する学習の機会の充実	開催回数 開催場所数
・ 地域における性に関する正しい知識の普及	開催回数 参加者数
・ 小児医療の充実	かかりつけ小児科医を持つ親の割合（*）

施 策 領 域	目 標 指 標 例
3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	
・子育てサポーターの要請・配置	配置人数
・中高生の乳幼児ふれあい体験の充実	実施回数 参加者数
・学校評議員の設置推進	設置率
・幼児教育振興プログラムの策定	策定年度
・家庭教育学級・講座の開催	開催回数 参加者数
・親子による交流・自然体験学習の開催	開催回数 参加親子数
4 子育てを支援する生活環境の整備	
・ファミリー向け賃貸住宅の供給促進	助成件数（対象住宅数）
・公共賃貸住宅における多子世帯等の優先入居制度の活用	実施件数（対象世帯数）
・子育てバリアフリーマップの作成	作成年度
5 職業生活と家庭生活との両立の推進	
・「働き方の見直し」セミナー等の開催	開催回数
・就労支援制度の普及啓発	男女別育児休暇取得率（＊）
6 子ども等の安全の確保	
・交通安全教室の開催	開催回数 参加者数
・子どもを対象とした防犯指導の実施、防犯機器の貸与	開催回数、防犯機器の貸与・配布数
・「子ども 110 番の家」等緊急避難場所の設置促進	設置件数
・警察と学校等の関係機関とのファクスネットワーク等の構築	ネットワークの設置年数
・防犯性能の高い建物部品の普及促進	助成件数
・子どもが犯罪等に逢わないための安全・安心マップの作成・配布	作成・配布の年度・配布数
・防犯灯の整備促進	設置件数
7 要保護児童への対応などきめ細やかな取組みの推進	
・虐待防止ネットワークの設置、活用	ネットワークの設置年度
・母子家庭等に対する相談体制の充実	相談員数
・放課後児童クラブにおける障害児の受け入れ推進	障害児対応クラブ数、受け入れ障害児数

注１． ＊は、定量的目標の設定方法において、目標事業量の具体的な設定方法を示しているもの。

注２． （＊）は事業実施による成果に関する目標指標であり、この達否について評価する場合には別途アンケート調査等による把握を必要とする。